

予算の公表について（公告）

令和3年3月25日新潟県議会において議決された令和3年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和2年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令和3年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,350,000千円と定める。
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりとする。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金	額
第1款 県税	県事地不県ゴ整自動車区獵料業廢棄物による税	252,392,000 63,361,000 51,847,000 70,202,000 4,114,000 2,241,000 436,000 22,625,000 32,632,000 28,000 11,000 4,713,000 163,000 19,000	千円
	第1項 市町村課税	252,392,000	
	第2項 消費税	63,361,000	
	第3項 費用税	51,847,000	
	第4項 得利税	70,202,000	
	第5項 ご利用税	4,114,000	
	第6項 取扱税	2,241,000	
	第7項 利用税	436,000	
	第8項 車税	22,625,000	
	第9項 獵取税	32,632,000	
	第10項 燃料税	28,000	
	第11項 廃棄物税	11,000	
	第12項 清算金	4,713,000	
	第13項 その他	163,000	
	第1項 地方消費税清算金	19,000	
第2款 地方消費税清算金	103,359,000	103,359,000	

第3款 地方譲与税	特別事業譲与税 第1項 特別法人揮発油入税 第2項 地方油動車重量税 第3項 石油自動車環境税 第4項 自然林機料税 第5項 森林機料税 第6項 航空機料税	28,360,000 24,136,000 3,781,000 129,000 206,000 106,000 2,000
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	1,227,000 1,227,000
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	252,500,000 252,500,000
第6款 交通安全特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	419,000 419,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分擔金 第2項 負擔金	3,117,976 994,985 2,122,991
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	14,616,500 10,873,374 3,743,126

第9款 国庫支出金	第1項 國庫負擔金 第2項 國庫補助金 第3項 國庫託金	159,872,964 27,606,743 128,850,063 3,416,158
第10款 財產收入	第1項 財產運用收入 第2項 財產払収入	3,817,414 973,637 2,843,777
第11款 寄附金	第1項 寄附金	394,145 394,145
第12款 繼入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基本金繰入金	17,689,865 3,742,079 13,947,786
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子取入 第3項 公營企業貸付金取入 第4項 公貸受取入 第5項 託業取入 第6項 受益取入 第7項 利子割精算金取入	319,485,136 249,656 8,208 15,875,106 289,242,475 5,989,757 2,252,784 1

		第 8 項 雄	入	5,867,149
第 14 款 県 債	債	第 1 項 県 債		249,939,000 249,939,000
第 15 款 繰 越 金	金	第 1 項 繰 越 金		160,000 160,000
歲 入	合	計		1,407,350,000

2歳出		款項		金額	
第1款 議會費	第2項 議會費	第1項 議會費	第2項 議會費	第3項 議會費	第4項 議會費
第2款 総務費	費	第1項 政務統計	策管調査	費費費費費費費費	費理查興員員員員員員員員
		第2項 総統微市運人監	管調査委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第3項 徵市運人監	調査委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第4項 事人監	委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第5項 町事監	委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第6項 村事監	委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第7項 市事監	委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
		第8項 運人監	委員會	費費費費費費費費	費費費費費費費費
第3款 県民生費	環境費	第1項 県防環境境廃	管災企對對物業	理畫策策	費費費費費費費費
		第2項 環境境廃	管災企對對物業	理畫策策	費費費費費費費費
		第3項 環境境廃	管災企對對物業	理畫策策	費費費費費費費費
		第4項 環境境廃	管災企對對物業	理畫策策	費費費費費費費費
		第5項 環境境廃	管災企對對物業	理畫策策	費費費費費費費費

第4款 福祉社保健費	第1項 福祉保育費	第2項 福祉・医療指導費	第3項 福祉・医療政策費	第4項 医師・看護職員確保策費	第5項 高齢者・保健政策費	第6項 健康活動費	第7項 生活衛福費	第8項 害ども症対策費	第9項 障子感染費	第10項 感染症対策費	
	191,103,049	21,229,215	43,645,508	8,282,997	1,753,390	41,493,195	5,212,439	4,196,207	21,656,616	22,861,159	20,772,323
第5款 勵効費	第1項 労働委員会費	第2項 介護士定住促進費	第3項 職業能力開発費								2,810,423
											125,745
											647,271
											2,037,407
第6款 産業費	第1項 産業政策費	第2項 地域産業振興費	第3項 創業・イノベーション推進費	第4項 事業立地費	第5項 観光費						313,308,240
											1,811,831
											295,667,947
											2,232,579
											11,555,989
											2,039,894

第7款 農林水產業費	第1項 農業城産營品	總政園普產	農業園芸及通業	務進推業	費費費費費費費費費費	64,958,519 3,351,649 7,120,403 1,695,481 3,449,861 414,671 1,017,153 2,699,957 10,902,312 5,496,236 27,649,939 1,160,857
	第2項 農地農經	農地農經營	農地農經營	農地農經營	費費費費費費費費	11,104,215 57,465,508 21,714,322 15,354,996 7,323,043 10,635,727 2,168,912 381,279 6,569,147
	第3項 食畜水林	食畜水林	農農農農	管盤基計	理整備計劃	
	第4項 農產	農產	業業業業	計		
	第5項 地基	地基	地基	計		
	第6項 計					
	第7項 計					
	第8項 計					
	第9項 計					
	第10項 計					
	第11項 計					
第8款 土木費						
第1項 土道河砂都建交港						
第2項 路橋川市						
第3項 橋川市						
第4項 海防計築						
第5項 岸畫策						
第6項 岸畫策						
第7項 岸畫策						
第8項 岸畫策						
第9項 岸畫策						

第 13 款 諸 支 出 金	第 1 項 公 営 企 業 支 付 金 第 2 項 公 雜 地 利 方 消 費 費 割 割 交 付 金 第 3 項 地 利 方 子 当 配 交 付 金 第 4 項 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金 第 5 項 分 離 課 稅 所 得 割 交 付 金 第 6 項 人 事 業 税 費 費 割 交 付 金 第 7 項 法 地 方 消 費 費 割 交 付 金 第 8 項 工 廉 場 利 用 稅 交 付 金 第 9 項 環 境 油 引 取 税 交 付 金 第 10 項 輕 利 子 割 割 精 算 金 第 11 項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金 第 12 項 第 13 項 第 14 項	第 14 款 予 備 費 第 1 項 予 備 費 合 計	歲 出 費 300,000 300,000 1,407,350,000
152,283,033 15,875,106 2,975,800 68,644,436 224,427 983,664 1,123,848 116,107 3,731,405 52,320,960 305,200 800,603 5,180,762 1 714			

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額	説明
電子データ等作成業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	4,913千円	
行政手続オンライン化システム構築・運用業務委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	228,000千円	
給与システム運用管理委託契約	令和4年度から 令和8年度まで	300,146千円	
クレジットカード県税収納業務委託契約	令和4年度	966千円	
軽自動車OSS導入に係る税総合オンラインシステム改修業務委託契約	令和4年度	47,168千円	
令和3年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和3年度から 令和13年度まで	元金1,315,000,000千円及び当該額に対する利子相当額	
離職者等再就職訓練委託契約	令和4年度	87,989千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	令和4年度	9,921千円	
海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和4年度	74,806千円	
イノベーション推進事業補助金交付決定	令和4年度	90,000千円	
次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	令和4年度	20,000千円	

公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和 4 年度から 令和 14 年度まで	公益財團法人にいがた産業創造機構が令和 3 年度に行う設備賃貸与事業に係る公債償還金が回収されなかつたときは、総額 120,000 千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和 4 年度から 令和 14 年度まで	新潟県信用保証協会が令和 3 年度に行う新潟県セーフティネット資金（経営支援証による代位弁済に対する返済金がそれが翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	新潟県信用農業協同組合連合会が令和 3 年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金 93,978 千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和 4 年度から 令和 23 年度まで	農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）に基づき、融资機関が農業近代化資金を総額 180,000 千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年 2.25 パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和 4 年度から 令和 21 年度まで	農業経営負担軽減支援資金融通法（昭和 40 年法律第 52 号）に基づき、融资機関が農業経営者等に融通する場合、利子補給率年 2.25 パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和 4 年度から 令和 23 年度まで	漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）に基づき、融资機関が漁業近代化資金を総額 110,000 千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年 2.25 パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和 4 年度から 令和 13 年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）に基づき、融资機関が漁業者等に融通する場合、利子補給率年 2.25 パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和 3 年度から 令和 28 年度まで	新潟県畜産経営体質強化支援資金を総額 66,000 千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年 0.75 パーセント以内として算定した額
新井郷川排水機場保守点検・操作業務委託契約	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	307,160 千円
県営かんがい排水事業西蒲原排水 4 期地区工事請負契約	令 和 4 年 度	29,700 千円

県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	4,269千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から 令和5年度まで	129,451千円
県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約	令和4年度	55,000千円
県営かんがい排水事業福島潟地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和4年度	140,000千円
県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円
県営かんがい排水事業大江中流部地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円
県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	令和4年度	120,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業高根川沿岸地区工事請負契約	令和4年度	85,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業潟川(2期)地区工事請負契約	令和4年度	112,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和4年度	102,000千円
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和4年度	120,300千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和4年度	25,731千円

県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第3地区工事請負契約	令和4年度から 令和5年度まで	217,549千円
県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	令和4年度	90,000千円
県営湛水防除事業桑山川地区工事請負契約	令和4年度	350,000千円
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和4年度	130,000千円
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和4年度	220,000千円
県営湛水防除事業正庵角鹿地区工事請負契約	令和4年度	50,000千円
県営ため池等整備事業中島地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円
県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円
県营地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和4年度	80,000千円
県营地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和4年度	300,000千円
県营地盤沈下対策事業新潟南部8期地区工事請負契約	令和4年度	150,000千円
県营地盤沈下対策事業龜田郷阿賀地区工事請負契約	令和4年度	30,000千円
県营地盤沈下対策事業西蒲原2期地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円

県営防災重点農業用ため池緊急整備事業宇山地区工事 請負契約	令和4年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	令和4年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和4年度	62,000千円
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負 契約	令和4年度	68,000千円
県営経営体育成基盤整備事業荒川地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円
県営経営体育成基盤整備事業虎丸地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中ノ通地区工事請負契約	令和4年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業堀耕東地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円
県営経営体育成基盤整備事業苦美地区工事請負契約	令和4年度	54,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和4年度	19,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝久地区工事請負契約	令和4年度	46,000千円
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和4年度	59,000千円
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和4年度	127,000千円
県営経営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和4年度	121,000千円

県営経営体育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和4年度	122,000千円
県営経営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	令和4年度	13,000千円
県営経営体育成基盤整備事業東中地区工事請負契約	令和4年度	10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円
県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和4年度	26,000千円
県営経営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業五日市・内方地区工事請負契約	令和4年度	28,000千円
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和4年度	12,000千円
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和4年度	16,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和4年度	47,000千円
県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和4年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業鳥田地区工事請負契約	令和4年度	70,000千円
県営経営体育成基盤整備事業東海地区工事請負契約	令和4年度	15,000千円

県営経営体育成基盤整備事業開田六区地区工事請負契約	令和4年度	23,000千円
県営中山間地域対策事業八手地区工事請負契約	令和4年度	8,000千円
県営中山間地域対策事業大小地区工事請負契約	令和4年度	40,000千円
県営中山間地域対策事業大和川地区工事請負契約	令和4年度	31,000千円
県営中山間地域対策事業若狭地区工事請負契約	令和4年度	22,000千円
県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和4年度	25,000千円
県営中山間地域対策事業姿地区工事請負契約	令和4年度	14,000千円
県営中山間地域対策事業赤沢地区工事請負契約	令和4年度	6,000千円
一般国道291号道路改築工事請負契約	令和4年度	10,000千円
県道横畠高田線道路改築工事請負契約	令和4年度	300,000千円
県道黒部柏崎線電源立地工事請負契約	令和4年度	140,000千円
一般国道353号折居橋上部工事請負契約	令和4年度から 令和5年度まで	100,000千円
県道直江津停車場線御館こ線橋修理工事委託契約 (相手方えちごトキめき鉄道株式会社)	令和4年度	30,000千円
		120,000千円

一般国道291号仮設備賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	20,000千円	
一般国道403号仮設備賃借契約	令和4年度から 令和7年度まで	40,000千円	
一般国道404号仮設備賃借契約	令和4年度から 令和5年度まで	40,000千円	
県道佐渡一周線仮設備賃借契約	令和4年度から 令和6年度まで	85,000千円	
笠堀ダム堰堤改良（ダム主放流設備）工事請負契約	令和4年度	120,000千円	
一級河川福島広域河川改修工事請負契約	令和4年度	210,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和3年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額304,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
柏崎港埋没浚渫工事請負契約	令和4年度	200,000千円	
新潟みなとトンネル立坑施設清掃業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	12,642千円	
旧藤寄駅管理棟機械警備業務委託契約	令和4年度から 令和5年度まで	640千円	
小出警察署空調設備改修工事請負契約	令和4年度	22,386千円	
旧妙高警察署庁舎解体撤去工事請負契約	令和4年度	106,234千円	
南魚沼警察署庁舎実施設計業務委託契約	令和4年度	39,277千円	
総合運転者管理システム改修業務委託契約	令和4年度	88,766千円	

運転免許証作成システム賃借契約	令和4年度から 令和9年度まで	1,479,082千円	
新潟県立図書館情報システム賃借及び運用管理委託契約	令和4年度から 令和10年度まで	148,999千円	
サンリオ展開催費用負担協定 (相手方 サンリオ展新潟実行委員会 (仮称))	令 和 4 年 度	2,500千円	

債券方地表第3表

防災対策費	事業費	9,072,000
地方道路整備事業費	事業費	10,247,000
合併特例事業費	事業費	1,054,000
河川整備事業費	事業費	255,000
臨時高等学校改築等事業費	事業費	380,000
警察施設整備事業費	事業費	763,000
交通安全施設整備事業費	事業費	475,000
本庁舎改修事業費	事業費	204,000
地域機関改修事業費	事業費	701,000
石綿対策事業費	事業費	61,000
地域プロジェクト事業費	事業費	69,000
大学等高等教育機関設置補助事業費	事業費	35,000
県立大学整備事業費	事業費	937,000
医療体制整備事業費	事業費	142,000
農林水産業振興事業費	事業費	30,000
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	事業費	67,000
北急銀行株式会社補助事業費	事業費	51,000
公共交通施設等除却債	債	585,000
行政改革推進債	債	5,266,000
借入金	換	113,166,000
臨時財政対策債	債	57,800,000

退職手当	3,492,000		
減債補てん	230,000		
合計	249,939,000		

令和3年度新潟県債管理特別会計予算

(歳入歳出予算)
令和3年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,764,848千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶸入歳出予算」による。

第1表 嶌入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第1款 県債費	収入 第1項 繰入 金	195,764,848	千円
歳入	合計	195,764,848	

2 歳 出		項	金	領
第 1 款	債 費	第 1 項 県 債	費	千円
				195,764,848
		合 計		195,764,848

令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,317千円と定める。
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

第1表 岁入歳出予算

款	項	金	額
第1款 地域づくり事業費収入	第1項 諸収入 第2項 繰越金	364,317 86,945 277,372	千円
歳入	合計	364,317	

2歳出		款	項	金	額
第1款	地貸付事務費	第1項 第2項	賃貸付事業費 賃貸付債権事業費	364,317 277,372 86,945	千円
歳	出	合	計	364,317	

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計予算

(歳入歳出予算)
令和3年度新潟県災害救助事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ327,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起立すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		項		金額	
1 歳 入	款				
	第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支払金	第2項 財産入金	第3項 繼入金	第4項 諸収入
		327,679	50,000	1,255	166,847
					2,311

	第5項 債 第6項 分擔金及引負擔金		債 金	
			86,000	
			21,266	
歲入	合計		327,679	

2歳出				金	額
		項			千円
第1款	災害救助事業費	第1項	災害金	費金	327,679
		第2項	救急積償金	費金	193,966
		第3項	賃貸出	費金	1,255
		第4項		費金	131,696
				計	762
歳出		合計			327,679

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 領	起 債 の 方 法	利 率	債 債 還 の 方 法
	千円	普通債又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満定期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。
債 換 債	86,000			
合 計	86,000			

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算是、次に定めるとごろによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,651,079千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金	額
第1款 国民健康保険事業収入	第1項 分担金及び負担金 第2項 國庫支出金 第3項 財産収入金 第4項 諸取扱金 第5項 繰越金 第6項 繰越金	191,651,079 51,241,995 50,668,124 4,340 12,754,748 76,981,871 1	千円
歳 入	合 計		191,651,079

2 歳 出			
款	項	金	領
第1款 國民健保險事業費	第1項 總務費 第2項 事業費 第3項 基積立費 第4項 諸支出費	191,651,079 6,317 190,026,169 4,340 1,614,253	千円
歲出	合計	191,651,079	

令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(歳入歳出予算)
令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,777千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金	額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰越入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金	348,777 2,380 236,913 109,484	千円
歳入	合計	348,777	

2 歲 出		項	金	額
款				
第 1 款	母 貸	父 子 寡 婦 福 祉 業 資 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	348,777
				348,777
歲	出	合	計	348,777

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。

第1条 嶓入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,885千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金	額
第1款 心身施設事業費	第1項 財産収入 第2項 寄附金 第3項 繰入金 第4項 諸取入	7,885 27 10 7,847 1	千円
歳入	合計	7,885	

2 歳 出		款		項		金	額
第 1 款 小 身 施 設 善 事 尻 者 業 総 費 倉				第 1 項 基 金	積 立 金	7,885	千円
				第 2 項 繰 出	金	11	
				計		7,874	
歳	出	合				7,885	

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第3条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800,568千円と定める。

(地方債)

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

2 歳 出

3 歳 予

4 歳 算

5 歳 予

6 歳 予

7 歳 予

8 歳 予

9 歳 予

10 歳 予

11 歳 予

12 歳 予

13 歳 予

14 歳 予

15 歳 予

16 歳 予

17 歳 予

18 歳 予

19 歳 予

20 歳 予

21 歳 予

22 歳 予

23 歳 予

24 歳 予

25 歳 予

26 歳 予

27 歳 予

28 歳 予

29 歳 予

30 歳 予

31 歳 予

32 歳 予

33 歳 予

34 歳 予

35 歳 予

36 歳 予

37 歳 予

38 歳 予

39 歳 予

40 歳 予

41 歳 予

42 歳 予

43 歳 予

44 歳 予

45 歳 予

46 歳 予

47 歳 予

48 歳 予

49 歳 予

50 歳 予

51 歳 予

52 歳 予

53 歳 予

54 歳 予

55 歳 予

56 歳 予

57 歳 予

58 歳 予

59 歳 予

60 歳 予

61 歳 予

62 歳 予

63 歳 予

64 歳 予

65 歳 予

66 歳 予

67 歳 予

68 歳 予

69 歳 予

70 歳 予

71 歳 予

72 歳 予

73 歳 予

74 歳 予

75 歳 予

76 歳 予

77 歳 予

78 歳 予

79 歳 予

80 歳 予

81 歳 予

82 歳 予

83 歳 予

84 歳 予

85 歳 予

86 歳 予

87 歳 予

88 歳 予

89 歳 予

90 歳 予

91 歳 予

92 歳 予

93 歳 予

94 歳 予

95 歳 予

96 歳 予

97 歳 予

98 歳 予

99 歳 予

100 歳 予

101 歳 予

102 歳 予

103 歳 予

104 歳 予

105 歳 予

106 歳 予

107 歳 予

108 歳 予

109 歳 予

110 歳 予

111 歳 予

112 歳 予

113 歳 予

114 歳 予

115 歳 予

116 歳 予

117 歳 予

118 歳 予

119 歳 予

120 歳 予

121 歳 予

122 歳 予

123 歳 予

124 歳 予

125 歳 予

126 歳 予

127 歳 予

128 歳 予

129 歳 予

130 歳 予

131 歳 予

132 歳 予

133 歳 予

134 歳 予

135 歳 予

136 歳 予

137 歳 予

138 歳 予

139 歳 予

140 歳 予

141 歳 予

142 歳 予

143 歳 予

144 歳 予

145 歳 予

146 歳 予

147 歳 予

148 歳 予

149 歳 予

150 歳 予

151 歳 予

152 歳 予

153 歳 予

154 歳 予

155 歳 予

156 歳 予

157 歳 予

158 歳 予

159 歳 予

160 歳 予

161 歳 予

162 歳 予

163 歳 予

164 歳 予

165 歳 予

166 歳 予

167 歳 予

168 歳 予

169 歳 予

170 歳 予

171 歳 予

172 歳 予

173 歳 予

174 歳 予

175 歳 予

176 歳 予

177 歳 予

178 歳 予

179 歳 予

180 歳 予

181 歳 予

182 歳 予

183 歳 予

184 歳 予

185 歳 予

186 歳 予

187 歳 予

188 歳 予

189 歳 予

190 歳 予

191 歳 予

192 歳 予

193 歳 予

194 歳 予

195 歳 予

196 歳 予

197 歳 予

198 歳 予

199 歳 予

200 歳 予

201 歳 予

202 歳 予

203 歳 予

204 歳 予

205 歳 予

206 歳 予

207 歳 予

208 歳 予

209 歳 予

210 歳 予

211 歳 予

213 歳 予

215 歳 予

217 歳 予

219 歳 予

221 歳 予

223 歳 予

225 歳 予

227 歳 予

229 歳 予

231 歳 予

233 歳 予

235 歳 予

237 歳 予

239 歳 予

241 歳 予

243 歳 予

245 歳 予

247 歳 予

249 歳 予

251 歳 予

253 歳 予

255 歳 予

257 歳 予

259 歳 予

261 歳 予

263 歳 予

265 歳 予

267 歳 予

269 歳 予

271 歳 予

273 歳 予

275 歳 予

277 歳 予

279 歳 予

281 歳 予

283 歳 予

285 歳 予

287 歳 予

289 歳 予

291 歳 予

293 歳 予

295 歳 予

297 歳 予

299 歳 予

301 歳 予

303 歳 予

305 歳 予

307 歳 予

309 歳 予

歳	入	合	計	800,568
---	---	---	---	---------

2 歳 出		項		金	額
款		項			千円
第1款	中小企業支援資金貸付費	第1項	貸 借	業 費	800,568
		第2項	業 借	費 金	447,326
		第3項	業 出	費 金	208,943
					144,299
歲		出 合		計	800,568

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方針
小規模企業者等設備導入資金費 付賃貸事業	千円 200,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出そのごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金	額
第1款 林業付事業費 改事費 資金収入	第1項 諸繰入	61,321	千円
	第2項 諸繰越	70	
第2款 木材産業等高度化推進資金収入	第1項 諸収入	61,251	
		128,871	
		71,000	

2 歳 出

款		項	金	額
第 1 款 林 貸	業 改 善 資 業 金 費	第 1 項 貨 付 事 業 費		61,271 千円
第 2 款 木 材 產	業 等 高 度 化 推 進 資 業 金 費	第 1 項 貨 付 事 業 費		61,271
		第 2 項 貸 總 債 費		114,000
				86,000
				28,000
第 3 款 林 貸	業 就 業 促 進 業 金 費	第 1 項 貨 付 事 業 費		2,100
				2,100
第 4 款 予 備	費	第 1 項 林 業 改 善 資 金 予 備 費		14,921
		第 2 項 木 材 產 業 等 高 度 化 推 進 資 金 予 備 費		50
				14,871
歲	出	合 計		192,292

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方 法
木材産業等高度化推進資金費 付 貸 事 業	千円 43,000	普通 貸 借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるとところによる。

第1条 嶓入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,853千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶓入歳出予算」による。

第1表 嶓入歳出予算

款	項	金	額
第1款 沿岸付漁業事業改善資金入	第1項 繰入 第2項 諸収 第3項 繰越	60,853 89 61 60,703	千円
歳入	合計	60,853	

2 歳 出		項	金	額
款				
第 1 款	沿 岸 漁 事 改 善 業 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		60,803 千円
				60,803
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費		50
				50
歲	出	合 計	60,853	

令和3年度新潟県有林事業特別会計予算

(歳入歳出予算)
令和3年度新潟県有林事業特別会計の予算是、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,342千円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金	額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出手金 第2項 財産収入金 第3項 總合債金	160,342 51,850 15,174 81,960 9,800 1,558	千円
1 歳 入	第4項 県総債金 第5項 総額		

歳	入	合	計	160,342
---	---	---	---	---------

出歲

款		項		金	額
第 1 款	費	業	費		千円
		事	費	159,342	
		業	債	77,382	
		事	債	57,960	
		縣	出	24,000	
		綠			
		第 2 項			
		第 3 項			
第 2 款	費	備	費	1,000	
		予	備	1,000	
		第 1 項			
		合	計	160,342	
2 歳	出				

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方方法	利率	償還の方方法
県有林事業費	9,800千円	普通通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305,069千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

第1表 岁入歳出予算

款	項	金	額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入 第2項 繰越金	305,069 305,000 69	千円
歳入	合計	305,069	

2 歳 出

款		項		金	額
第 1 款 用 地 先 行 取 得 事 業 費		第 1 項 県 債		費	305,000 千円
第 2 款 予 備 費		第 1 項 予 備 費		費	305,000
歳 出 合 計				305,069	

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

(歳入歳出予算)
令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,059千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金	額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入 第2項 繼入金	567,059 565,144 1,915	千円
歳入	合計	567,059	

2歳 出		款		項		金		額	
第1款 都市開発資金事業費		第1項 事業費		業出		費金		千円	
		第2項 緑化						567,059	
						1,915		1,915	
						565,144			
歳 出		合		計		567,059			

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算是、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,318,012千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 賺入歳出予算
1歳 入

款	項	金額
第1款 港湾整備事業収入	第1項 使料及手数料 第2項 国庫支出手料 第3項 財産収入 第4項 繰入 第5項 諸果 第6項 繰越 第7項 1	2,318,012 千円 1,118,966 15,000 200,841 223,483 1,721 758,000
歳入合計		2,318,012

2 歳 出

款		項		金	領
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費		第 1 項 事 業 債			千円
		第 2 項	費		
第 2 款 予 備 費		第 1 項 予 備	費		
歲		出 合	計	2,318,012	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備債	千円 285,000 473,000	普通賃借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
合計	758,000			

令和3年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	予定期量
1 営業関係 供給電力量	530,002 MWh
2 建設改良関係 増強改良工事 既設発電所の増強改良	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定期額は、次のとおりと定める。

区分	予定期額
第1款 電気事業収益	7,955,925 千円
第1項 営業収益	7,820,418
第2項 財務収益	8,339
第3項 事業外収益	127,168

支		出	
			千円
第1款 電 気 事 業 費 費 用 用		6,363,373	
第1項 営 業 費		5,633,069	
第2項 財 務 費		212,618	
第3項 事 業 外 費		497,686	
第4項 予 備 費		20,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,990,827千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	
			千円
第1款 資 本 的 収 入		2,442,820	
第1項 企 业 収 入		1,939,000	
第2項 固 定 資 産 収 入		1	
第3項 貸 付 金 収 入		410,000	
第4項 受 託 収 入		93,809	
第5項 雜 収 入		10	

支 出					
第1款 資建企投第2項 第3項 第4項 第5項 第6項	資本設業他受雜	的改債計託支	支良償繰事費	費金資金費出	千円
					7,433,647
第1項					2,436,702
第2項					1,902,122
第3項					14
第4項					3,000,000
第5項					93,809
第6項					1,000

区 分	支出予定額	充當財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				過 損 留	年 勘 資	度 定 金	地 域 振 興 金
第1項 建設改良費	2,436,702	1,939,001	497,701	千円	270,381	5,816	千円
第2項 企業債償還金	1,902,122	410,000	1,492,122	千円	1,492,122		千円
第3項 投資	14		14	千円	14		千円
第4項 他会計繰出金	3,000,000		3,000,000	千円		3,000,000	千円
第5項 受託工事費	93,809	93,809	990	千円	990		千円
第6項 雜支	1,000	10		千円			千円
計	7,433,647	2,442,820	4,990,827	千円	1,763,507	5,816	3,000,000
				千円			221,504

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
猿田発電所 2号水車発電機分解点検整備工事	令和4年度		141,625 千円
猿田発電所 水車ランナ修繕工事	令和4年度		9,295
猿田発電所 2号調速機制御・励磁制御盤他 点検調整工事	令和4年度		6,270
奥三面発電所表面取水設備分解点検整備工事	令和4年度		69,256
猿田発電所 2号入口弁更新工事	令和4年度		99,396
胎内第二ダム非常用発電機更新工事	令和4年度		85,250

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 領	起 債 の 方 法	利 率	償 戻 の 方 法
水力発電所建設改良費 事 業	千円 1,939,000	普通貸借又は債券発行	年 9 パ セント以 内	借りの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用し、又は
これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職 員 給 与 費	1,016,659 千円
2 交 際 費	948

(たな卸資産購入限度額)

第10条　たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用水道事業会計の予算是、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分			分	予定量
1 営業関係	1 給水	先給水量	数	93か所
	2 年間総給水量	量	48,207,938立方メートル	
	3 一日平均給水量	量	132,439立方メートル	
2 建設改良関係	1 新潟臨海工業用水道改築事業			一式
	2 既設設備の増強改良			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款 工業用 水道事業収益	益	3,155,291	千円
第1項 営業収益		1,416,310	
第2項 営業外収益		482,907	
第3項 特別収益		1,256,074	

支		出	
第1款 工業用 水道事業費用	費	2,792,014	千円
第1項 営業費用		2,615,407	
第2項 営業外費用		166,607	
第3項 予備費		10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,282千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	
第1款 資本的収入		30	千円
第1項 固定資産売却代金		30	

支 出			
第1款 資本的支出	第2項 企業債償還金		341,312 千円
第1項 建設改良費			192,933
			148,379

区分	支出予定額	充當財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
				建設改良積立金	過年度勘定金 損益保留	消費本税 調査	税支額
第1項 建設改良費	192,933 千円	30 千円	192,903 千円	139,481 千円	37,316 千円	148,379	16,106 千円
第2項 企業債償還金	148,379		148,379		148,379		
計	341,312	30	341,282	139,481	185,695		16,106

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職 員 給 与 費	399,868 千円
2 交 際 費	34

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,508千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和3年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県工業用地造成事業会計の予算是、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分		予定期量
1 営業関係	土地の売却	89,000 平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定期額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款 工業用地造成事業収益		1,818,306
第1項 営業収益		1,012,704
第2項 営業外収益		805,602

支		出	
第1款 工業用地造成事業費用	用	969,785	千円
第1項 営業業費	用	961,970	
第2項 営業外費用	用	6,815	
第3項 予備費	費	1,000	

(資本的支出)
第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,893千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出	
第1款 資本的支出	造成本	749,893	千円
第1項 工業用地造成費	成金	22,500	
第2項 企業債償還	償還金	317,383	
第3項 他会計借入金返済	返済金	410,000	
第4項 雜支	支出	10	

区分	支出予定期額	充当予定期額	充当財源額	差引不足額	補てん財源	
					当勘	定留度保益金
第1項 工業用地造成費	22,500		千円	22,500	22,500	千円
第2項 企業償還金	317,383			317,383	317,383	
第3項 他会計借入金返済金	410,000			410,000	410,000	
第4項 雜支支出	10			10	10	
計	749,893			749,893	749,893	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
1 職員給与費	61,682 千円
2 交際費	18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,383千円である。
(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種類	名稱	所在	在数	処分量	処分の様態
土地	工業用地	上越市	25,000	25,000	売却
		阿賀野市	64,000	64,000	売却

令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1 土 地	の 売 却		平方メートル 7,223

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取	入	千円
第1款 用 地 造 成 事 業 収 益		100,515
第1項 営 業 収 益		97,907
第2項 営 業 外 収 益		2,608

支 出	
	千円
第1款 用 地 造 成 事 業 費 用	63,196
第1項 営 業 費 用	63,091
第2項 営 業 外 費 用	105

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,089,000千円と定める。

令和3年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分		分	業務の予定量
病床数			2,466床
年間患者数	入外	院来	692,000人
	計		1,143,000人
1日平均患者数	入外	院来	1,835,000人
	計		
		1病院改築関係	1,896人
		十日町病院改築事業	4,723人
		加茂病院改築事業	6,619人
		一式	一式
主な建設改良事業	1病院改築関係		
	2病院増改築		

		妙高病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	式式式式式 一一一一一										
(収益的収入及び支出)													
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。													
入													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">第1款 病院事業収益</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第1項 医業外収益</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">75,250,563</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第2項 医別利益</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">59,414,959</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第3項 特別損失</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">15,835,404</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">200</td> </tr> </tbody> </table>			第1款 病院事業収益	千円	第1項 医業外収益	75,250,563	第2項 医別利益	59,414,959	第3項 特別損失	15,835,404		200	
第1款 病院事業収益	千円												
第1項 医業外収益	75,250,563												
第2項 医別利益	59,414,959												
第3項 特別損失	15,835,404												
	200												
出													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">第1款 病院事業費用</th> <th style="text-align: right; padding-bottom: 5px;">千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第1項 医業外費用</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">76,175,133</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第2項 医別費用</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">74,464,891</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第3項 特別損失</td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">1,710,042</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding-top: 5px;">200</td> </tr> </tbody> </table>			第1款 病院事業費用	千円	第1項 医業外費用	76,175,133	第2項 医別費用	74,464,891	第3項 特別損失	1,710,042		200	
第1款 病院事業費用	千円												
第1項 医業外費用	76,175,133												
第2項 医別費用	74,464,891												
第3項 特別損失	1,710,042												
	200												

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,677,362千円は、過年度分損益勘定留保資金1,515,532千円及び当年度分損益勘定留保資金161,830千円で補てんするものとする。

取 入	
第1款 資本的収入	9,736,794 千円
第1項 投資回収	2,069
第2項 企業債	6,243,700
第3項 担保金交付	3,489,950
第4項 その他の資本的収入	1,075

支 出	
第1款 資本的支出	11,414,156 千円
第1項 建設改良費	6,573,513
第2項 投資費	2,069
第3項 償還金	4,838,574

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
国立大学法人新潟大学医学部講座設置協定 国合研究科地域精神医療学総合研究科	令和4年度から 令和5年度まで	52,920 千円
国立大学法人新潟大学医学部講座設置協定 国合研究科地域医療健康学総合研究科	令和4年度から 令和5年度まで	52,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院整備事業費	千円 6,243,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内 シント	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらとの経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金	額
1 職員賃給	37,812,913	千円
2 交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,010,474千円である。
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,006,665千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療器機	リニアック 医療情報総合システム 血管造影撮影装置 人工透析療法関連機器	一式 四式 二式 一式

令和3年度新潟県基幹病院事業会計予算

(總則)

第1条 令和3年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分		分	業務の予定量
病床	数		658床
年間患者者数	入院	院	180,000人
	外来	来	291,000人
	計		471,000人
1日平均患者者数	入院	院	494人
	外来	来	1,200人
	計		1,694人
主な建設改良事業	1 病院新築	関係事業	一式
	2 医療器械備品整備	事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取		入	千円
第1款	病院事業業外特別	収益益利	4,050,211
第1項	医業	益	45,310
第2項	医業	益	3,963,443
第3項	特別	益	41,458

支		出	千円
第1款	病院事業業外特別	費用費用費用	4,250,352
第1項	医業	費用	3,998,353
第2項	医業	費用	251,999

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取		入	
第1款 資本	目的的	収入	債金
第1項			2,433,976 千円
第2項			538,000
			1,895,976

支		出	
第1款 資本	目的的	支出	費金
第1項 建設	改良	2,433,976 千円	
第2項 債償	還	1,723,694	
		710,282	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方 法
病院整備事業費	千円 538,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差額減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、538,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、869,955千円である。

令和3年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟県流域下水道事業会計の予算是、次に定めるとところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分			予 定 量
1 営 業 関 係	1 流 域 関 連 市 町 村 数	11市町村	
	2 年 間 総 処 理 水 量	78,633,941立方メートル	
2 建 設 改 良 関 係	3 一 日 平 均 処 理 水 量	215,435立方メートル	
	1 流 域 下 水 道 施 設 の 改 築 更 新 事 業		一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款 流域下水道事業収益	第2項 営業外収益	第3項 別益
第1項 営業収益	4,383,824	千円
第2項 営業外収益	7,698,898	
第3項 別利益	10	

支出		
第1款 流域下水道事業費用	第2項 営業費用	第3項 別損失
第1項 営業費用	10,167,276	千円
第2項 営業外費用	885,431	
第3項 別備費	10	
第4項 予備	100,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,165,623千円は、当年度分損益勘定留保資金1,286,187千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額484千円及び当年度利益剰余金処分額878,982千円で補てんする。

収		入		千円
第1款 資本	的	取	入	
第1項 企	業	債	金	5,717,658
第2項 國	庫	助	金	1,949,000
第3項 他	會	補	金	2,572,813
第4項 負	計	擔	金	46,173
第5項 基	金	綠	金	1,035,172
		入	金	114,500

支		出		千円
第1款 資本	的	支	出	
第1項 建設	業	改債	費	7,883,281
第2項 企	業	償債	金	4,643,158
第3項 負	担金	返還	金	3,188,678
第4項 基	積立	還立	金	4,995
			金	46,450

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
信濃川下流域下水道新潟処理区請負契約 建設工事	令和4年度		1,035,500千円
信濃川下流域下水道長岡請負契約 建設工事	令和4年度		471,000
魚野川流域下水道堀之内処理区請負契約 建設工事	令和4年度		147,000
阿賀野川流域下水道新井郷川処理区請負契約 建設工事	令和4年度		48,000
西川流域下水道西川処理区建設工事請負契約 流域下水道施設運転監視保守委託契約	令和4年度から 令和5年度まで		24,000 2,418,758

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利	償還の方法
流域下水道事業債	千円 989,000 960,000 計 1,949,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
換				
合				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における當業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
職 員 給 与	311,952 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,504,104千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち878,982千円は、次のとおり処分するものと定める。

区 分	金 額
減 債 積 立 金	878,982 千円

令和 2 年 度 新潟県一般会計補正予算

令和 2 年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 150,804,743 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,391,965,465 千円とする。
2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更是、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更是、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 領	計
第1款 県 稅	民 稅	264,585,000	△ 8,601,000	255,984,000
	業 稅	65,272,000	△ 1,142,000	66,414,000
	消 費 税	61,643,000	△ 4,770,000	56,873,000
	取 得 税	68,639,000	△ 3,407,000	65,232,000
	得 税	4,577,000	△ 116,000	4,461,000
	利 用 税	2,260,000	△ 33,000	2,227,000
	こ そ ば た た 方	495,000	△ 46,000	449,000
	利 用 税	23,400,000	△ 595,000	22,805,000
	車 税	33,335,000	△ 757,000	32,578,000
	動 車 税	40,000	△ 7,000	33,000
	区 税	12,000	△ 1,000	11,000
	動 車 税	171,000	△ 8,000	163,000
	に よ る 税	28,000	△ 3,000	25,000
第2款 地方消費税清算金		106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
	第1項 地方消費税清算金	106,227,000	△ 5,550,000	100,677,000
第3款 地方議与税	第1項 特別法人事業譲与税	44,159,000	△ 7,160,062	36,998,938
		39,712,000	△ 6,899,289	32,812,711

	第2項 地方揮發油譲与税	3,949,000	△ 227,172	3,721,828
	第3項 石油方又譲与税	181,000	△ 33,692	147,308
	第4項 自動車重量譲与税	209,000		209,783
	第5項 森林環境譲与税	106,000		106,342
	第6項 航空機燃料譲与税	2,000	△ 1,034	966
第4款 地方特例交付金		1,128,000	146,454	1,274,454
	第1項 地方特例交付金	1,128,000	146,454	1,274,454
第5款 地方交付税		241,200,000	2,691,319	243,891,319
	第1項 地方交付税	241,200,000	2,691,319	243,891,319
第6款 交通安全対策特別交付金		434,000	△ 13,459	420,541
	第1項 交通安全対策特別交付金	434,000	△ 13,459	420,541
第7款 分担金及び負担金		7,753,740	△ 313,488	7,440,252
	第1項 分担金	2,311,533	△ 172,854	2,138,679
	第2項 負担金	5,442,207	△ 140,634	5,301,573
第8款 使用料及び手数料		15,118,566	△ 538,767	14,579,799
	第1項 使用料	11,183,862	△ 350,562	10,833,300
	第2項 手数料	3,934,704	△ 188,205	3,746,499
第9款 国庫支出金		247,789,585	△ 16,145,447	231,644,138
	第1項 国庫負担金	27,550,162	470,647	28,020,809

	第2項 國 庫 補 助 金	217,405,126	△ 16,155,874	201,249,252
	第3項 委 託 金	2,834,297	△ 460,220	2,374,077
第10款 財 產 収 入	第1項 財 產 運 用 叢 取 入	4,583,206	△ 2,896,990	1,686,216
	第2項 財 產 売 托 叢 取 入	924,095	△ 283,594	640,501
		3,659,111	△ 2,613,396	1,045,715
第11款 寄 附 金	第1項 寄 附 金	861,499	415,713	1,277,212
		861,499	415,713	1,277,212
第12款 繼 入 金	第1項 特 別 會 計 繼 入 金	23,653,213	△ 3,736,164	19,917,049
	第2項 基 金 繼 入 金	3,799,993	△ 339,147	3,460,846
		19,853,220	△ 3,397,017	16,456,203
第13款 諸 収 入	第1項 延滯金加算金及び過料等 利 子 叢 取 入	296,521,377	△ 119,760,316	176,761,061
	第2項 利 子 叢 取 入	253,725	△ 33,951	219,774
	第3項 公營企業賞付金収入	9,663	△ 1,614	8,049
	第4項 貸 付 金 叢 取 入	16,117,489	△ 454,093	15,663,396
	第5項 受 託 事 業 叢 取 入	263,971,230	△ 115,433,800	148,537,430
	第6項 収 益 事 業 叢 取 入	7,714,258	△ 3,586,187	4,128,071
	第7項 利 子 割 精 算 金 叢 取 入	2,819,321	170,080	2,989,401
	第8項 雜 叢 取 入	2	△ 2	
		5,635,689	△ 420,749	5,214,940
第14款 累 債		288,315,000	8,404,000	296,719,000

	第1項 県 債	288,315,000	8,404,000	296,719,000
第15款 繰 越 金	第1項 繰 越 金	441,022 441,022	2,253,464 2,253,464	2,694,486 2,694,486
歳 入	合 計	1,542,770,208	△ 150,804,743	1,391,965,465

2歳出

款		項	補正前の額	補正額	計
第1款 議会費	第1項 議会費		1,321,472千円	△ 30,926千円	1,290,546千円
第2款 総務費	第1項 政務費	第1項 政務費	29,794,766	244,984	30,039,750
	第2項 統計費	第2項 統計費	7,103,863	△ 300,229	6,803,634
	第3項 徹查費	第3項 徹查費	12,503,781	651,009	13,154,790
	第4項 調査費	第4項 調査費	1,383,096	△ 7,633	1,375,463
	第5項 市町村振興費	第5項 市町村振興費	7,249,579	30,790	7,280,369
	第6項 選舉費	第6項 選舉費	1,099,474	△ 123,297	976,177
	第7項 人事委員会費	第7項 人事委員会費	54,474	△ 3,506	50,968
	第8項 監査委員会費	第8項 監査委員会費	148,204	267	148,471
			252,295	△ 2,417	249,878
第3款 県民生活・環境費			12,063,130	289,946	12,353,076
	第1項 県民生活管理費		6,309,005	△ 331,123	5,977,882
	第2項 防災企画費		3,948,650	769,877	4,718,527
	第3項 環境対策費		679,213	△ 29,959	649,254
	第4項 環境整備費		346,692	△ 37,392	309,300
	第5項 廃棄物対策費		779,570	△ 81,457	698,113

第4款 福祉保健費	第1項 福保・福祉事業費 第2項 医務事業費 第3項 医師・看護職員確保対策費 第4項 高齢福祉事業費 第5項 健康生活費 第6項 生活性費 第7項 障子費 第8項 家庭費 第9項 ども費	218,755,676 24,053,904 43,261,939 21,462,724 1,779,650 49,834,522 25,553,724 3,258,371 24,057,809 25,493,033	△ 2,723,794 685,653 400,962 △ 586,660 △ 99,482 △ 2,428,545 1,745,143 △ 134,945 △ 911,126 △ 1,394,794	216,031,882 24,739,557 43,662,901 20,876,064 1,680,168 47,405,977 27,298,867 3,123,426 23,146,683 24,098,239
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 しごと定住促進費 第3項 職業能力開発費	3,086,583 127,058 901,081 2,058,444	△ 598,150 △ 3,811 △ 180,309 △ 414,030	2,488,433 123,247 720,772 1,644,414
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 創業・経営支援費 第3項 産業振興費 第4項 商業・地場産業振興費 第5項 産業立地費 第6項 観光費	308,969,519 6,902,859 281,565,364 2,222,778 292,306 14,142,466 3,843,746	△ 121,753,428 △ 17,336 △ 120,163,398 △ 181,513 △ 65,855 △ 936,140 △ 389,186	187,216,091 6,885,523 161,401,966 2,041,265 226,451 13,206,326 3,454,560

		第10項 空 港 費	999,351	△ 192,443	806,908
第9款 警 察 費		第1項 警 察 費	52,175,918	△ 889,438	51,286,480
		第2項 警 察 費	48,091,017	△ 708,576	47,382,441
			4,084,901	△ 180,862	3,904,039
第10款 教 育 費		第1項 教 育 費	184,317,401	△ 7,269,856	177,047,545
		第2項 小 中 等 費	9,581,658	△ 302,613	9,279,045
		第3項 高 等 費	85,953,084	△ 2,487,080	83,466,004
		第4項 特 別 支 援 費	49,900,927	△ 903,175	48,997,752
		第5項 生 徒 指 導 費	20,935,080	△ 275,897	20,659,183
		第6項 文 化 行 動 費	396,667	△ 26,966	369,701
		第7項 保 健 休 憩 費	333,692	△ 15,745	317,947
		第8項 私 學 教 育 費	2,054,185	△ 1,569,241	484,944
		第9項 大 學 費	525,657	△ 72,590	453,067
		第10項 大 學 費	12,240,399	△ 1,416,371	10,824,028
			2,396,052	△ 200,178	2,195,874
第11款 災 害 復 古 費			7,870,982	2,319,111	10,190,093
		第1項 農 林 水 產 施 設 災 害 復 古 費	2,517,539	1,456,972	3,974,511
		第2項 土 木 施 設 災 害 復 古 費	5,353,443	862,139	6,215,582
第12款 県 債 費		第1項 県 債 費	297,556,723	△ 1,149,055	296,407,668
			297,556,723	△ 1,149,055	296,407,668

第13款 諸 支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金 第2項 雜 支 第3項 地 方 消 費 税 清 算 金 第4項 利 子 割 交 付 金 第5項 配 当 金 第6項 株 式 等 變 渡 所 得 銷 付 金 第8項 法 人 事 業 稅 交 付 金 第9項 地 方 消 費 税 交 付 金 第10項 ゴ ル フ 場 利 用 稅 交 付 金 第11項 環 境 性 能 割 交 付 金 第12項 輕 油 引 取 税 交 付 金	152,130,303 16,117,489 3,359,881 67,380,900 197,724 1,067,418 577,962 2,828,711 53,743,304 346,500 1,048,841 5,335,524	△ 6,141,528 △ 454,093 △ 369,381 △ 2,271,103 26,299 △ 58,510 545,886 △ 225,981 △ 2,796,247 △ 21,796 △ 358,640 △ 157,962	145,988,775 15,663,396 2,990,500 65,109,797 224,023 1,008,908 1,123,848 2,602,730 50,947,057 324,704 690,201 5,177,562
歲 出 合 計		1,542,770,208	△ 150,804,743	1,391,965,465

更正表

	20	430,000	20	430,000
	21	500,000	21	500,000
	22	867,000	22	867,000
	23	1,221,800	23	1,221,800
	24	712,700	24	712,700
	25	898,600	25	898,600
	26	1,160,000	26	1,160,000
	27	983,770	27	983,770
	28	1,071,700	28	1,071,700
	29	1,459,000	29	1,459,000
	30	2,560,000	30	2,560,000
元		3,485,900	元	3,485,900
	2	3,322,666	2	3,408,000
	3	3,693,090	3	3,132,476

			4	3,630,090		4		3,618,270
		5	3,401,937			5		3,392,920
		6	2,842,995			6		2,834,440
		7	2,063,752			7		2,568,424
			29	0		29		0
		30	520,137			30		520,137
一 濱 域 河 川 改 修 事 業 費 （福 島 河 川 潟 水 門 本 体）			2,400,000	元	690,000	2,400,000	元	690,000
			2	600,000		2		540,000
			3	589,863		3		649,863
			30	22,076		30		22,076
				元	513,091		元	513,091
		2	42,750		22,124,035	2		42,750
第 6 項 建 築 費		22,083,482				3	1,478,776	3
								1,513,823
		4	5,600,276			4		5,602,379

		5	14,426,513		5	14,429,916
	25	0		25	0	
	26	533,497		26	533,497	
	27	3,719,041		27	3,719,041	
	28	544,797		28	544,797	
	29	317,279		29	317,279	
十日町病院改築事業	30	1,019,749	13,956,487	30	1,019,749	
	元	4,223,793		元	4,223,793	
	2	2,795,352		2	2,211,127	
	3	802,979		3	564,838	
				4	473,244	
				5	349,122	
	27	284,741		27	284,741	
加茂病院改築事業	28	700,353	8,438,613	28	700,353	

	29	4,302,241		29	4,302,241
30	1,654,733		30	1,654,733	
元	98,599		元	98,599	
2	230,742		2	230,742	
3	1,149,839		3	1,119,839	
4	17,365		4	47,365	

第3表 債務負担行為補正
1 追 加

事項	期間	限度額	説明
一級河川鳥屋野潟物件補償契約	令和3年度から 令和6年度まで	1,262,762千円	

2 变更

事 項	補 正			前			補 正			後			明 説 額
	期	限	度	額	期	間	限	度	額	期	間	限	
公文書管理システム運用管理委託契約	令和3年度から 令和7年度まで	123,210千円			令和4年度から 令和8年度まで		277,090千円						
一般国道402号野積橋架替工事費用 負担協定(相手方 北陸地方整備局)	平成29年度から 平成36年度まで	4,000,000千円			平成29年度から 平成36年度まで		4,000,000千円						
新潟県教育支援システム保守管理サ ポート委託契約	令和元年度から 令和4年度まで	24,290千円			令和元年度から 令和4年度まで		31,418千円						

第4表 地方債補正
1 变更

起 債 の 目 的	補			前			補			正			後	
	限 度 領	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 領	千円	起債の方法	利 率	償還の方法	利 率	償還の方法		
道 路 事 業 費	16,355,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行額が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)			17,136,000								
河 川 事 業 費	20,040,000					20,779,000								
海 岸 事 業 費	859,000					1,018,000								
砂 防 事 業 費	8,555,000					7,196,000								
街 路 事 業 費	622,000					471,000								
公 園 事 業 費	882,000					730,000								
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	243,000					277,000								
港 湾 事 業 費	5,760,000					5,759,000								
空 港 事 業 費	274,000					268,000								
水 産 事 業 費	156,000					145,000								
漁 港 事 業 費	754,000					664,000								

林道事業費	609,000			599,000
治山事業費	3,934,000			3,749,000
農地事業費	13,474,000			12,630,000
災害復旧事業費	3,134,000			3,452,000
学校教育施設等整備事業費	2,846,000			2,972,000
社会福祉施設整備事業費	438,000			240,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	112,000			0
地域活性化事業費	1,121,000			1,416,000
防災対策事業費	6,997,000			8,157,000
地方道路等整備事業費	14,104,000			12,606,000
合併特例事業費	1,323,000			2,124,000
原子力発電施設等立地事業費 地域振興特別事業費	148,000			70,000
河川等整備事業費	204,000			206,000
臨時高等学校改築等事業費	1,965,000			1,647,000

警察施設整備事業費	1,458,000				1,228,000
交通安全施設整備事業費	493,000				446,000
本庁舎改修事業費	41,000				34,000
地域機関改修事業費	690,000				383,000
地域プロジェクト事業費	72,000				62,000
大学等高等教育機関設置費補助事業費	35,000				29,000
地域用水環境整備事業費	10,000				7,000
環日本海環境協力事業費	6,000				4,000
柏崎アクアパーク事業費改修	137,000				164,000
医療体制整備事業費	191,000				139,000
集落雪崩対策事業費	2,000				0
えちごトキめき鉄道事業費株式会社補助	147,000				125,000
北越急行株式会社事業費補助	23,000				11,000
公共施設等除却費	694,000				545,000

行政改革推進債	7,726,000			7,062,000
臨時財政対策債	34,500,000			34,418,000
退職手当債	3,398,000			2,718,000
減収補てん債	4,422,000			15,672,000
合計	288,315,000			296,719,000

令和2年度新潟県債管理特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,952,654千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	214,581,003 千円	△ 628,349 千円	213,952,654 千円
歳入	合計	214,581,003	△ 628,349	213,952,654

2 縢 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	額	計
第1款 県 債 費	費	第1項 県 債 費	214,581,003 千円 214,581,003	△ 628,349 △ 628,349	千円 628,349	213,952,654 213,952,654
歳 出	合 計		214,581,003	△ 628,349	千円 628,349	213,952,654

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算是、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,794千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 嶸入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補 正 前 の 総額	補 正 領額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業	入	580,894 千円	△ 45,100 千円	535,794 千円
	第2項 購入	288,387 千円	△ 45,100 千円	243,287 千円
歳 入	合 計	580,894 千円	△ 45,100 千円	535,794 千円

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 領額	補 正 領額	計
第1款 地域づくり事業費	第1項 貸付事業費	千円 580,894 288,387	△ 45,100 △ 45,100	千円 535,794 243,287
歳出合計		580,894	△ 45,100	535,794

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,074,391千円とする。
 2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 嶌入歳出予算補正

1 嶌 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出手金 第2項 財産収入 第3項 繰入収入 第4項 諸収入 第6項 分担金及び負担金 第7項 繰越金	764,058 50,000 1,274 390,924 2,436 26,424	△ 59,219 1,181 2,154,933 67,890 10,169 19,303	3,074,391 109,219 93 2,545,857 70,326 36,593 19,303
歳入	合計	764,058	2,310,333	3,074,391

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害金	764,058 358,545	2,310,333 1,087,830	3,074,391 1,446,375
	第2項 基積金	1,274	1,120,735	1,122,009
	第3項 県債	403,444	898	404,342
	第4項 繰出	795	100,870	101,665
歳出	合計	764,058	2,310,333	3,074,391

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,393,411千円とする。
- 2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 嶌入歳出予算補正
1 嶌 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 国民健康保険事業収入		190,025,970 千円	367,441 千円	190,393,411
第1項 分担金及び負担金		53,239,427	112,725	53,352,152
第2項 國庫支出手金		51,123,269	△ 844,187	50,279,082
第3項 財産収入金		4,340	△ 4,023	317
第4項 繰入金		12,158,814	△ 1,256,140	10,902,674
第5項 諸収入金		73,500,120	1,272,263	74,772,383
第6項 繰越金			1,086,803	1,086,803
歳 入 合 計		190,025,970	367,441	190,393,411

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 國民健康保険事業費	第2項 事 業 積 立 費	190,025,970 千円	367,441 千円	190,393,411 千円
	第3項 基 金	188,335,428	650,729	188,986,157
	第4項 諸 支 出 金	4,340	△ 4,023	317
		1,682,267	△ 279,265	1,403,002
歲 出 合 計		190,025,970	367,441	190,393,411

令和2年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,593千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児事業収入	第1項 財産 収入	9,622 63	△ △	千円 29 29 9,593 34
歳入	合計	9,622	△	29 9,593

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害者費用 心身合意施設事業費	第2項 緑出金	千円 9,622 9,611	△ 29 △ 29	千円 9,593 9,582
歳出合計		9,622	△ 29	9,593

令和2年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,386千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更是、「第2表 地方債補正」による。

第1表 嶌入歳出予算補正

1 嶌 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 中小企業支援資金貸付 収 入	第1項 繰 入 金	1,073,213 千円	△ 441,827 千円	631,386
	第2項 諸 収 入	31,103 △	137 △	30,966
	第3項 県 債 金	362,669 △	75,770 △	286,899
	第4項 繰 越 金	347,305 △	175,548 △	171,757
		332,136 △	190,372 △	141,764
歳 入	合 計	1,073,213 △	441,827 △	631,386

2 歳 出

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 中小企業支援資金貸付費		第1項 貸付事業費	1,073,213 千円	△ 441,827 千円	631,386
		第2項 県債償出	675,390	△ 358,374	317,016
		第3項 繰出	237,815	△ 50,544	187,271
			160,008	△ 32,909	127,099
歳	出	合 計	1,073,213	△ 441,827	631,386

第2表 地方債補正
1 変更

起 債 の 目 的	補		正		前		補		正		後	
	限 度 領	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 領	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方法	限 度 領	千円
小規模企業者等設備資金導入貸付事業費	250,000		普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	75,000		補正前に同じ				
中小企業高度化資金貸付事業	97,305			無利子		96,757						

令和2年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 林業付帯事業費	第2項 越 金	千円 81,722	△ 180	千円 81,542
		千円 81,652	△ 180	千円 81,472
歳 入	合 計	212,693	△ 180	212,513

2歳出

款項		補正前の額	補正額	額	計
第1款 林業付賃	改善事業費	千円 81,672 81,672	△ △	千円 180 180	千円 81,492 81,492
歳出	合計	212,693	△	180	212,513

令和2年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,962千円とする。
2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 嶌入歳出予算補正

1 嶌 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 沿岸賃付事業改善資金収入	第1項 繰入金	111,059 81	△ △	千円 97 81
	第3項 繰越金	110,917	△	16
歳 入	合 計	111,059	△	97 110,962

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 領	補 正 領	計
第1款 沿岸漁業事業費	第1項 貸付事業費	千円 111,009 94,309	△ 97 97	千円 110,912 94,212
歳 出 合	計	千円 111,059	△ 97	千円 110,962

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

(歳入歳出予算の補正)
第1条 嶽入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,190千円とする。

2 嶽入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更是、「第2表 地方債補正」による。

第1表 嶽入歳出予算補正
1 嶽 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	171,888千円	△ 38,698千円	133,190千円
	第2項 財産収入	56,215	△ 23,757	32,458
	第3項 繰入金	17,045	△ 5,820	11,225
	第4項 県債	86,564	△ 150	86,414
	第5項 繰越金	10,700	△ 10,700	
		1,364	1,729	3,093

歳入	合計	171,888	△ 38,698	133,190
----	----	---------	----------	---------

2 歳 出

款		項	補正前の額	補正額	額	計
第1款 県有・林事業費			千円	千円	千円	千円
	第1項 事業費		170,888	△	38,698	132,190
	第2項 税金	業債	84,324	△	38,548	45,776
		費	62,564	△	150	62,414
歳出	合計		171,888	△	38,698	133,190

第2表 地方債補正
1 变更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
県・有林事業費	10,700 千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	千円	

令和2年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算
(歳入歳出予算の補正)

第1条 岳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,069千円とする。
2 岳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 領	計
第1款 用地先行取得事業収入	第2項 繼 越 収 入 第3項 諸	千円 305,018 18	千円 51 50 1	千円 305,069 68 1
歳 入	合 計	305,018	51	305,069

2歳 出

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第2款 予 備 費	費	第1項 予 備 費	千円 18	千円 51	千円 69
歳 出	合 計		305,018	51	305,069

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 島入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,715千円とする。
 2 島入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の島入歳出予算の金額は、「第1表 島入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正

1 島入

款		項		補正前の額		補正額		計
第1款 都市事業	島入	島收資金入	第1項 財産取入	590,794	千円	△ 407,079	千円	183,715
				588,879		△ 407,079		181,800
		島入合計		590,794		△ 407,079		183,715

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 都市開発資金事業費	第2項 繼出金	千円 590,794 588,879	△ 407,079 △ 407,079	千円 183,715 181,800
歳	出 合 計	590,794	△ 407,079	183,715

令和 2 年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和 2 年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 島入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 529,536 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,942,972 千円とする。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更是、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 港湾整備事業収入	第2項 國庫支出金	3,472,508 千円	△ 529,536 千円	2,942,972 千円
	第3項 財産取扱	21,000	△ 15,000	6,000
	第5項 諸収入	200,841	24	200,865
	第6項 県債	34,471	136	34,607
		1,748,000	△ 514,696	1,233,304
歳入合計		3,472,508	△ 529,536	2,942,972

2 歳 出		項		補 正 前 の 額		補 正 額		計	
				千円		千円		千円	
第1款 港湾整備事業費		第1項 事業費		3,472,355		△ 529,536		2,942,819	
		第2項 稟債		1,933,445		△ 529,696		1,403,749	
				1,538,910		160		1,539,070	
歳出	合計			3,472,508		△ 529,536		2,942,972	

第2表 地方債補正
1. 変更

起債の目的	限 度 領 千円	補	正 前			補	正			後 償還の方法
			起債の方法	利 率	償還の方法		限 度 領 千円	起債の方法	利 率	
港湾整備事業費	1,212,000	普通債券又は (発行価格とそれ を下回る額を差 し、それを償減する 場合に限り償減額 を算定する。)	年9パ ント以内	40年以内 等均等に元利均 しくは2期に亘り 償還する。また、 1期は満期に償還す るが、期間中は償 還する。	697,304	補正前	同じ	補正前	同じ	
合 計	1,748,000						1,233,304			

令和2年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区分		元予定量	変更予定量
1 営業関係	供給電力量	588,187 MWh	575,264 MWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収
入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業収益	9,241,258	△ 182,929	9,058,329
第1項 営業収益	9,101,436	△ 182,158	8,919,278
第2項 財務収益	8,837	1,855	10,692
第3項 事業外収益	130,985	△ 2,626	128,359

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 領	計
第1款 電 気 事 業 費 用	6,312,642 千円	△ 207,433 千円	6,105,209 千円
第1項 営 業 費 用	5,209,554	△ 169,144	5,040,410
第2項 財 務 費 用	282,729	△ 34,403	248,326
第3項 事 業 外 費 用	800,359	△ 3,886	796,473

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,903,665千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 領	計
第1款 資 本 的 収 入	489,607 千円	16,509 千円	506,116 千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代 金	1	419	420
第3項 受 託 金	79,596	16,090	95,686

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 領	計
第1款 資本的支出費	5,601,016千円	△ 191,235千円	5,409,781千円
第1項 建設改良工事費	690,759	△ 190,220	500,539
第5項 受託工事費	79,596	△ 1,015	78,581

区 分	支出予定額	充当財源収入予定額	差引不足額	補てん				財源
				過年度損益保留金	当年度勘定金	償立て金	建設改良積立金	
第1項 建設改良費	500,539千円	17,525千円	483,014千円	168,477千円	36,350千円	170,800千円	237,239千円	40,948千円
第2項 企業債償還金	1,829,646	410,000	1,419,646	1,248,846	15			
第3項 投資	15							
第4項 他会計繰出金	3,000,000		3,000,000					
第5項 受託工事費	78,581	78,581	10	990	990		3,000,000	
第6項 雜支出	1,000							
計	5,409,781	506,116	4,903,665	1,418,328	36,350	170,800	237,239	3,000,000
								40,948

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	1,033,869 千円	938,162 千円

令和 2 年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量を次のとおり改める。

区		分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	當 業 関 係	2 年 間 総 給 水 量	50,432,772 立 方 メ ー ト ル	49,808,029 立 方 メ ー ト ル
		3 一 日 平 均 給 水 量	139,317 立 方 メ ー ト ル	137,591 立 方 メ ー ト ル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 △	計 千円
第1款 工業用事業収益 第1項 営業収益	2,344,269	74,100	2,270,169
第2項 営業外収益	1,479,076	44,023	1,523,099
第3項 特別利益	482,177	△ 29,506	452,671
	383,016	△ 88,617	294,399

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 △	計 千円
第1款 工業用事業費用 第1項 営業費用	4,730,547	△ 1,106,279	3,624,268
第2項 営業外費用	4,691,451	△ 2,656,170	2,035,281
第4項 特別損失	29,096	16,840	45,936
		1,533,051	1,533,051

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額323,043千円は、次のとおり補てんするものとする。

取 入

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的 収入	551,053 千円	△ 146,322 千円	404,731 千円
第1項 企 業 収 入	538,800	△ 149,700	389,100
第3項 雜 収 入	12,223	3,378	15,601

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的 支出	887,354 千円	△ 159,580 千円	727,774 千円
第1項 建設改良費	723,594	△ 159,580	564,014

区分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源			
				減 積 立 金	債 積 立 金	建設改良 積立金	過年度定金 損留勘資 税支額
第1項 建設改良費	564,014 千円	404,731 千円	159,283 千円			93,369 千円	17,220 千円
第2項 企業債償還金	163,760		163,760		45,920		117,840
計	727,774	404,731	323,043		45,920	93,369	135,060
							48,694

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
新潟臨海工業用水道改築事業費	245,400 千円	108,000 千円
新潟臨海工業用水道設備増強費	293,400	281,100

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	393,472 千円	376,388 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を33,572千円に改める。

令和2年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	土 地 の 売 却	平方メートル 128,000	平方メートル 85,286

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 工業用地造成事業収益	2,348,842 千円	△ 477,155 千円	1,871,687 千円
第1項 営 業 収 益	1,543,185	△ 477,217	1,065,968
第2項 営 業 外 収 益	805,657	62	805,719

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,430,341	△ 424,409	1,005,932
第1項 営 業 費 用	1,421,799	△ 424,409	997,390

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 貹	元 金 領	変 更 金 領
職 員 給 与 費	千円 61,172	千円 55,011

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,364千円に改める。

令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	面積	積	変更	面積
1 土地の売却			平方メートル 7,223		平方メートル	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 用地造成事業	収益	千円 100,537	△ 70,422	千円 30,115
第1項 営業収益		97,966	△ 70,019	27,947
第2項 営業外収益		2,571	△ 403	2,168

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 用 地 造 成 事 業 費 用	60,649 千円	△ 46,229 千円	14,420 千円
第1項 営 業 費 用	60,541	△ 46,226	14,315
第2項 営 業 外 費 用	108	△ 3	105

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区分		分	元予定期量	変定期量	予定期量
年間患者者数	入院	747,000人		650,000人	
	外来	1,226,000人		1,114,000人	
	計	1,973,000人		1,764,000人	
1日平均患者者数	入院	2,047人		1,781人	
	外来	5,045人		4,584人	
	計	7,092人		6,365人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定期額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	76,043,304 千円	△ 1,492,629 千円	74,550,675 千円
第1項 医業収益	61,369,704	△ 4,714,323	56,655,381
第2項 医業外収益	13,597,410	3,357,334	16,954,744
第3項 特別利益	1,076,190	△ 135,640	940,550

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	77,055,952 千円	△ 1,839,702 千円	75,216,250 千円
第1項 医業費用	74,491,551	△ 1,634,100	72,857,451
第2項 医業外費用	1,648,211	△ 119,602	1,528,609
第3項 特別損失	916,190	△ 86,000	830,190

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,930,446千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,098,399千円で補てんするものとする。

取
入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	金債	10,443,547 千円 △ 1,543	276,989 千円 △ 310	10,166,558 千円 1,853
第2項 投資回業	金交付	6,981,000 △ 3,443,492	714,400 △ 85,445	6,266,600 3,358,047
第3項 負担金	その他の資本的収入	2,282 △ 15,230	1,671 △ 520,875	3,953 536,105
第4項 第5項	補助			

支
出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	費資	12,463,527 千円 △ 7,843,064	366,523 千円 △ 310	12,097,004 7,476,082
第2項 建設改良		1,543 △ 149	366,982 △ 149	1,853 149
第4項 第5項	その他の資本的支出			

(継続費)

第5条 繼続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元			金額			変更金額		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
十日町病院改築事業	14,863,351	14,863,351	千円	25	千円 0	千円 0	25	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
				26	546,230		26	546,230			
				27	3,726,370		27	3,726,370			
				28	561,097		28	561,097			
				29	321,756		29	321,756			
				30	1,028,382	14,863,351	30	1,028,382			
			元		4,248,794		元	4,248,794			
			元	2	3,046,843		2	2,384,015			
			元	3	1,383,879		3	612,410			
			元				4	533,562			
1 資本的支出	1 建設改良費										
						27	290,004		27	290,004	
						28	727,650		28	727,650	

		29	4,321,730		29	4,321,730
		30	1,675,273		30	1,675,273
	加茂病院改築事業	元	276,132	9,259,596	元	276,132
		2	334,039		2	241,664
		3	1,260,239		3	1,145,798
		4	156,814		4	101,945
		5	217,715		5	479,400

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 領 領	変 更 金 額
病院整備事業費	6,981,000 千円	6,266,600 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	費	元 金	額	変 更	金 額
1 職 員 給 与	費	38,022,445	千円	37,839,151	千円
2 交 際 費		1,000		200	

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,101,030千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金	額	変 更	金 額
たな卸資産購入限度額	21,307,806	千円	20,105,209	千円

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入 院	180,000 人	150,000 人
	外 来	298,000 人	273,000 人
	計	478,000 人	423,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入 院	494 人	412 人
	外 来	1,232 人	1,122 人
	計	1,726 人	1,534 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

取 入

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業収益	4,375,260 千円	186,466 千円	4,561,726 千円
第1項 医業収益	50,170	1,357	51,527
第2項 医業外収益	4,281,769	180,695	4,462,464
第3項 特別利益	43,321	4,414	47,735

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	4,652,293 千円	181,765 千円	4,834,058 千円
第1項 医業費用	4,499,510	69,374	4,568,884
第2項 医業外費用	152,783	112,391	265,174

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

入 収

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	850,449 千円	850,449 千円	850,449 千円
第1項 企業助成金	105,000 △	1,000	104,000
第2項 補助金交付金	2,322	10	2,332
第3項 負担金交付金	743,127	990	744,117

(総 統 費)

第5条 繼続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元	金	額	変	更	金	額
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	千円
1 資本的支出	1 建設改良費	県央基幹病院新築事業	22,083,482	30	22,076	30	30	22,076	千円
				元	513,091	元	元	513,091	
				2	42,750	22,124,035	2	42,750	
				3	1,478,776		3	1,513,823	
				4	5,600,276		4	5,602,379	
				5	14,426,513		5	14,429,916	

(企 業 債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 領	変 更 金 領
病 院 整 備 事 業 費	105,000 千円	104,000 千円

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を807,660千円に改める。

令和2年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるとところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区分		元予定量	変更予定量
1 営業関係	2 年間総処理水量	77,795,545 立方メートル	78,962,407 立方メートル
	3 一日平均処理水量	213,138 立方メートル	216,335 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 流域下水道事業収益	12,077,044	725,301	12,802,345
第1項 営業収益	4,285,007	48,556	4,333,563
第2項 営業外収益	7,792,027	676,755	8,468,782
第3項 特別利益	10	△ 10	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 流域下水道事業費用	11,525,601	797,719	12,323,320
第1項 営業費用	10,028,304	862,691	10,890,995
第2項 営業外費用	975,760	△ 36,100	939,660
第3項 特別損失	93,110	△ 28,872	64,238

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,156,524千円は、当年度分損益勘定留保資金1,452,868千円及び当年度利益剰余金処分額349,505千円及び引継金354,151千円で補てんする。

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	8,241,592 千円	7,286 千円	8,248,878 千円
第1項 建設改良費	5,705,975	7,283	5,713,258
第4項 負担金返還	3,532	3	3,535

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ93,081千円及び10,837千円に改める。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 業	變 期	更 期	前 期	変 更	後 期
信濃川下流域下水道新築 工事請負契約	令和3年度		354,000 千円	令和3年度	473,000 千円
信濃川下流域下水道新津 川工事請負契約	令和3年度		279,000	令和3年度	402,000
西川流域下水道西川処理区建 設工事請負契約	令和3年度		130,000	令和3年度	250,000

流域下水道管渠埋設に係る 土地賃貸借契約		令和3年度から 令和5年度まで	198
-------------------------	--	--------------------	-----

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金	金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	335,300 千円		343,643 千円

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,466,304千円に改める。

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更是、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 追 加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	「世界津波の日」高校生サミット開催費	37,334
		議会答弁データベース改修費	13,613
		地域プロジェクト事業費	23,378
		地域活性化推進費	178,412
		先端技術活用推進費	243,036
第2項 総務費	管理費	県有財産管理費	39,799

	第5項 市町村振興費	「水道広域化推進プラン」策定費	14,480
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	文化芸術専門相談窓口設置費 県民会館施設設備整備費	3,000 1,082,256
		歴史博物館安全性等向上事業費 2020年東北・新潟の情報発信拠点事業費	91,984 21,250
		社会体育施設管理費 事前防災・減災対策推進事業費	172,240 403
第2項 防災費		感染症リスクに強い災害対応事業費 原子力防災対策費	3,713 287,321
		教育訓練施設等整備費 EANT政府間会合開催支援費	10,949 2,000
第4項 環境対策費		福祉保健部機関等整備費 福祉保健部機関等非常用自家発電設備	40,829 156,421
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	にいがた新世代ヘルスケア情報基盤推進費	134,420

	第3項 医務薬事費	医療施設設備整備補助金	112,274
	回復期リハビリテーション病棟等費		118,811
第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設設備整備補助金		376,320
第6項 健康対策事業費	生涯を通じた女性の健康支援補助金		2,400
	新たな感染症危機管理推進費		2,198,619
第7項 生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金		6,900
	水道施設災害復旧費補助金		3,808
第8項 障害福祉費	バリアフリーまちづくり事業費		537,675
	障害者支援施設等整備補助金		129,870
第6款 農業費	第3項 産業振興費	燃料電池自動車・水素供給設備普及促進費	369,820
	第6項 観光費	観光消費額向上モニル費	4,620
		観光需要喚起緊急対策費	200,000
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	豪雪被災対応特別緊急支援補助金	240,595
	第3項 農産園芸費	大規模園芸産地創出事業補助金	78,000

		農業適正管理事業補助金	82,500
第6項 農業産業費	養鶏農場災害緊急対策補助金		3,150
	下越家畜保健衛生所移転費用		5,412
第7項 水産業費	漁場環境保全創造事業費用		201,202
	県営漁港維持管理費用		1,550
	県営漁港維持補修費用		4,150
	県営漁港施設機能強化事業費用		533,533
	県営漁港海岸保全事業費用		48,060
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金		57,885
	県営漁港整備事業費用		15,000
第8項 林業費	林道改良事業助成費		45,960
	県単林道整備事業補助金		7,245
	地域活性化林道事業費用		68,812
	ふるさと新潟木づかい事業補助金		4,922

	県 営 貯 木 場 跡 地 護 岸 整 備 費	193,431
	持 続 的 林 業 確 立 対 策 事 業 棟 助 金	23,591
	特 用 林 產 振 興 施 設 等 復 旧 対 策 棟 助 金	9,408
予 防 治 山 事 業 費		236,402
漁 場 保 全 關 連 特 定 森 林 整 備 事 業 費		21,739
機 能 強 化 ・ 老 朽 化 対 策 事 業 費		88,363
山 地 防 災 力 強 化 総 合 対 策 事 業 費		54,236
小 規 模 治 山 事 業 費		37,723
第 9 項 農 地 管 理 費	土 地 改 良 施 設 県 管 理 費	589,117
第 10 項 農 地 基 盤 整 備 費	團 体 営 基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 費	105,040
	團 体 営 農 滯 保 全 対 策 事 業 助 成 費	76,596
	團 体 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業 助 成 費	14,985
	團 体 営 農 業 集 落 排 水 事 業 助 成 費	64,151
	園 地 產 地 化 耕 作 條 件 改 善 事 業 助 成 費	11,787

	基盤整備促進事業助成費	121,074
耕作条件改善事業助成費		118,130
県単地寸べり防止事業費		30,653
県単農業・農村整備事業補助金		25,000
防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画補助金		111,830
農用地等集団化事業費		218
第11項 農地計画費	農業用水水権変更更新調査費	15,170
	県営農業農村整備調査計画費	6,300
	団体営農調査設計事業補助金	8,552
	地籍調査事業費	89,287
第8款 土木費	第1項 土木管理費	6,966
	道路台帳整備費	
	土木施設等環境整備対策費	306,600
	うるおいの新渴創成事業費	38,691
	公共事業企画調査費	8,500

	社会資本長寿化支援事業費	624,041
	建設業活性化支援事業費	5,000
第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	291,165
	建設関係道路調査費	84,116
	道路維持管理費	496,398
	弥彦山・七浦道路維持管理費	6,800
	舗装道維持修繕費	334,309
	橋りょう維持修繕費	260,076
	隧道維持修繕費	9,455
	防災・防雪施設維持修繕費	8,970
	交通安全施設費	162,605
	道路改築費(県単)	437,966
	地域づくり基盤道路整備事業費	1,079,815
	道路安全施設費	349,668

道 路 改 善 費	374,041
道 路 防 災 対 策 費	115,689
橋 りよう補修費	363,801
橋 りよう補修費(県単)	810,852
陸 道 補 修 費	337,625
舗 裝 道 補 修 費	210,057
防 災 施 設 補 修 費	338,838
雪 寒 施 設 整 備 費	72,000
道 路 融 雪 施 設 補 修 費	633,500
緊 急 地 方 道 路 整 備 費(街 路)	2,554,260
電 源 立 地 關 係 道 路 費	4,000
第3項 河 川 海 岸 費	4,694
排 水 機 場 等 維 持 管 理 費	31,658
魚 野 川 流 域 水 環 境 影 響 調 査 費	8,668

河 川 調 査 費	69,863
海 岸 調 査 費	6,585
豪雨時の主体的な避難行動支援費	31,421
河 川 維 持 費	204,242
河 川 補 修 費	953,355
河 川 環 境 整 備 費	29,586
河 川 整 備 促 進 事 業 費	2,292
河 川 整 備 費	474,200
海 岸 侵 食 対 策 費	484,000
海 岸 環 境 整 備 費	45,000
海 岸 維 持 費	6,688
海 岸 施 設 補 修 費	130,000
海 岸 整 備 費	101,765
ダ ム 維 持 管 理 費	10,119

	ダム施設緊急整備事業費	158,433
	河川総合開発事業費	476,074
第4項砂防費	砂防施設等管理費	2,143
	河川砂防調査費	12,082
	地すべり調査費	1,719
	急傾斜地崩壊対策調査費	202
	砂防施設備修繕費	24,500
	砂防施設維持修繕費	7,108
	地すべり防止施設維持修繕費	6,952
	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	3,490
	火山砂防費	316,252
	砂防総合流域防災対策整備費	854,952
	砂防工事費	149,461
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	70,456

	情 報 シ ス テ ム 修 正 費	1,032
災 害 関 連 緊 急 地 すべり 対 策 費		515,001
地 すべり 防 止 工 事 費		91,458
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 工 事 費		40,788
集 落 雪 崩 対 策 費		4,000
第5項 都 市 計 画 費		4,730
住 生 活 基 本 計 画 策 定 事 業 費		
都 市 計 画 基 礎 調 査 費		10,783
持 続 可 能 な まちづくり 推 進 事 業 費		1,101
長 期 未 着 手 都 市 計 画 道 路 見 直 し 事 業 費		4,125
街 路 整 備 費		112,156
景 觀・歴 史 まちづくり 推 進 事 業 費		27,408
公 園 整 備 費 (県 単)		97,000
公 園 維 持 管 理 費		22,200
にぎわい 空 間 創 出 支 援 モ デ ル 事 業 費		4,000

	流域別下水道整備総合計画策定費	11,652
	新潟県汚水処理広域化・共同化計画策定費	6,000
第6項 建築費	流域下水道事業建築工事費	77,269
	既設公営住宅改善費	286,064
第7項 交通政策費	地域公共交通感染症拡大防止対策費	349,823
第8項 港湾振興費	万代島施設維持管理費	33,330
第9項 港湾費	補修費	500
	港湾施設維持管理費	25,785
	派川加治川補償用水施設等管理費	12,205
	港湾等調査費	48,400
	港湾修繕費	115,194
	港湾整備費	36,020
	廃棄物埋立護岸管理費	152,604
	港湾環境整備費	280,073

	第10項 空 港 費	佐 渡 空 港 維 持 管 理 費	8,360
第9款 警 察 費	第1項 警 察 費	佐 渡 空 港 新 機 材 就 航 可 能 性 等 調 查 費 警 察 厅 舍 等 特 別 修 繕 費	34,800
		航 空 機 特 別 修 繕 費	36,456
		佐 渡 警 察 署 (仮 称) 等 建 築 費	23,738
		妙 高 警 察 署 建 築 費	24,049
		交 番 駐 在 所 建 築 費	326,717
第2項 警 察 行 政 費	聖 火 リ レ 警 備 対 策 費	8,580	14,162
	交 通 安 全 施 設 整 備 費	39,307	
第10款 教 育 費	第1項 教 育 總 務 費	教 員 I C T 研 修 強 化 費	924
	第3項 高 等 学 校 費	全 日 制 高 等 学 校 廢 物 处 理 費	6,967
		高 校 大 規 模 · 耐 震 改 修 費 (県 単)	83,626
		高 等 学 校 冷 房 整 備 費	852,189
			7,163

		高 校 環 境 整 備 費	206,117
	高 校 修 繕 費		110,334
第4項 特 別 支 援 学 校 費	県立特別支援学校ICT環境整備費		4,000
	特 別 支 援 学 校 全 面 改 築 費		2,127,541
	特 別 支 援 学 校 全 面 改 築 費 (県単)		542,073
	特 別 支 援 学 校 環 境 整 備 費		34,410
第10項 大 学 費	県 立 大 学 施 設 整 備 極 助 金		435,534
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 災 林 水 產 產 施 設 費		111,721
	耕 地 災 害 復 旧 費		1,777,598
第2項 土 災 木 害 復 旧 施 設 費	建 設 關 係 災 害 復 旧 費		3,497,875
	港 湾 關 係 災 害 復 旧 費		114,928
	縣 単 災 害 復 旧 費		54,616
	合 計		37,926,064

2 变 更

款	項	業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
第2款 総務費	第1項 政策費	地域活性化リーディングプロジェクト費	45,000	49,466
	第2項 総務管理費	本庁舎整備費	49,617	62,236.
第4款 福祉保健費		庁舎維持特定修繕費	795,641	835,641
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設等防災・減災設備等基金	8,418	144,094
第6款 農林水産業費	第1項 子ども家庭費	県立児童福祉施設整備事業費	27,192	34,692
	第5項 産業政策費	オンラインによる非接触型海外展開支援費	8,250	30,255
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	未来創造産業立地促進補助金	279,203	2,754,150
		農林水産業総合振興事業助成費	93,000	140,394
第7項 水産業費		経営構造対策事業助成費	945,908	1,108,976
	第7項 水産業費	県當水産生産基盤整備事業費	80,000	345,078
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	231,700	441,852
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	38,380	212,351

第8項 林業費	林道開設事業費	210,030	716,908
	民有林造林奨励補助金	97,692	600,301
	復旧治山事業費	382,200	465,585
	緊急予防治山事業費	287,700	339,885
	防災林造成事業費	373,800	443,280
	地すべり防止事業費	390,810	475,863
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	194,250	215,323
	県営かんがい排水事業費	1,707,272	3,097,772
	県営基幹水利施設事業費	1,269,977	2,026,597
	県農地防災排水事業費	977,570	1,392,650
第10項 農地盤整備費	県営湛水防除事業費	1,553,960	3,077,162
	県営地すべり対策農地事業費	527,309	684,671
	県営ため池等整備事業費	2,126,183	3,444,513
	県営地盤沈下対策農地事業費	1,204,661	1,318,788

	県當中山間地域総合農地防災事業費	77,674	164,132
国當附帯県営農地防災事業費	227,637	308,657	
県當經營育成基盤整備事業費	8,884,279	11,470,284	
県當中山間地域対策事業費	529,904	1,123,614	
地域農業水利施設設備マネジメント費	50,845	160,845	
団体営農業水利施設安全完成推進費	9,400	103,295	
防災減災対策農業水利施設費	21,000	296,516	
第2項道路橋りょう費	989,004	6,489,241	
災害防除施設費	777,201	1,563,886	
雪寒対策機械整備費	235,173	327,861	
緊急地方道路整備費	3,353,924	11,718,388	
第3項河川海岸費	21,000	197,352	
総合流域防災対策情報基盤等整備費	42,000	126,071	
総合流域防災対策河川機能保全費	478,800	922,420	

	廣域河川改修費	674,100	7,746,720
河川総合流域防災対策整備費	21,000	565,463	
海岸高潮対策費	148,900	388,900	
堰堤改良費	402,810	583,019	
第4項砂防費	通常砂防費	166,400	2,560,160
	土地すべり対策費	93,600	1,009,508
	急傾斜地崩壊対策費	72,800	520,900
第5項都市計画費	街路事業費	73,500	845,473
	公園整備費	133,025	610,025
第6項建築費	県営住宅管理費	16,106	36,637
第9項港湾費	港湾改修費	420,000	1,654,884
	港湾施設改良統合補助事業費	105,000	471,204
	港湾海岸保全費	390,000	749,365
第10款教育費	第1項教育総務費	75	3,725

合計		32,320,880	77,177,028
----	--	------------	------------

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更是、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 变 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	災害救助法による救助費	67,578 千円	122,474 千円
合	計		67,578	122,474

令和2年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県有林事業特別会計の補正予算是、次に定めるとところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 变 更

款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
第1款 県有林事業費	第1項 事 業 費	明治百年記念県行造林事業費	千円 13,349	千円 16,302
合	計		13,349	16,302

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	業	名	金	額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費		138,401	千円
		港湾施設設備費		81,500	
合	計			219,901	